

香取市地域おこし協力隊募集支援業務委託仕様書

1 趣旨

本仕様書は、香取市が発注する香取市地域おこし協力隊募集支援業務委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月25日までとする。

3 業務の内容

(1) 応募者の人物像の検討

募集のごとに香取市の地域づくりに資する応募者の人物像を検討する。

(2) 募集情報及び募集内容説明会等の広報

就職サイト、SNS、地域メディア等を活用し、募集情報や募集内容説明会の開催情報等の広報を行う。

(3) PR 動画の作成

市の地域おこし協力隊の取組を魅力的にPRする動画を作成する。

(4) 現役地域おこし協力隊員の活動内容の発信

SNS等で、現役隊員の活動内容を発信し、香取市地域おこし協力隊の活動のPRを行う。

(5) 地域おこし協力隊募集内容説明会の実施

応募のタイミングに合わせ、募集内容の説明会を実施する。オンライン、オフライン各1回ずつの実施を想定している。

(6) 地域体験会・フィールドワークの実施

応募前に、香取市及び香取市地域おこし協力隊を体験・体感できるイベントを1回実施する。

4 業務実施結果報告書（成果品）及び検査

受注者は、事業実施結果報告書を作成し、これを本事業完了後速やかに発注者に提出するものとする。

成果品の内容については、次のとおりとするが、電子データの提出方法等の詳細については発注者と協議し決定すること。

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ①業務実施結果報告書 | 1部（A4ドットアップファイル） |
| ②支出証拠書類の写し（請求書、領収書、振込依頼書等） | 1部（A4ドットアップファイル） |
| ③電子データ（報告書 Word・PDF、業務実施状況写真） | 一式 |

5 委託料の支払い

受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払いを請求することができる。

6 関係法令及び条例の遵守

受注者は、業務の実施に当たり関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

7 成果品の使用

本業務による成果品に対する権利は、すべて香取市に帰属するものとし、香取市の承諾を得ないで使用したり他人に公表したりしてはならない。

8 その他

(1) 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らしてはならない。

(2) 文書の保存

本委託業務に係る文書、帳簿及び証拠書類等は、委託業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管する。

(3) 市への協力

受注者は、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合、委託期間中、委託期間完了後に関わらず香取市に協力するものとする。

(4) 仕様書に定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、解決を図るものとする。